

真岡市消防団協力事業所表示制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、真岡市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体を広く紹介することにより、消防団活動に対する理解を深め、もって地域消防防災力の充実強化等の推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 事業所等 法人その他の団体の事業所又は事務所をいう。
- ② 協力事業所 市長が真岡市消防団の活動に積極的に協力している事業所等として認め、表示証を交付した事業所等をいう。
- ③ 表示証 協力事業所に対して、真岡市消防団の活動に協力する証として交付した表示証をいう。

（表示証の交付申請及び推薦）

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、消防団協力事業所認定申請書（別記様式第1号）により、市長に申請を行うものとする。

2 消防団長等は、事業所等の意思を確認した上で、消防団協力事業所認定推薦書（別記様式第2号）により、当該事業所等を協力事業所として市長に推薦することができる。

（認定基準）

第4条 市長は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、当該事業所等を協力事業所として認定することができるものとする。

- ① 従業員が消防団員として複数名入団している事業所等
- ② 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- ③ 災害時等に資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている事業所等
- ④ その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に認める事業所等

（審査）

第5条 市長は、第3条に規定する申請若しくは推薦があったとき又は市長が特に認めたときは、当該事業所等が前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

（認定書及び表示証の交付）

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定（以下「認定」という。）を行ったときは、当該事業所等に認定証（別記様式第3号）及び表示証（別記様式第4号）を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にあるときは、当該他の市町村長と協議の上、連名で表示証を交付することができるものとする。

（表示証の表示）

第7条 協力事業所は、次に掲げる場所又は広告に表示証を表示することができる。

- ① 事業所等の見えやすい場所

- ② パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告
- 2 表示証（別記様式第4号）は、寸法（200mm×150mm）を同率に拡大又は縮小することができる。

（表示証交付整理簿の備付け）

第8条 表示証の交付に際して、市長は、真岡市消防団協力事業所表示証交付整理簿（別記様式第5号）を備え付け、表示証を交付した事業所等の名称及び所在地、認定の有効期限等を記録するものとする。

（認定の有効期限）

- 第9条 認定の有効期限は、原則として、認定の日が1月1日の場合は認定の日から起算して2年を経過する日までとし、認定の日が1月2日から12月31日までの場合は認定の日の翌年の1月1日から起算して2年を経過する日までとする。ただし、次条により認定が取り消された場合の有効期限は、認定の取消しの日までとする。
- 2 認定の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。
- 3 市長は、認定の有効期限が到来する前に、真岡市消防団の活動への協力状況及び当該協力事業所の認定の継続の意思を確認した上で、認定を更新することができるものとする。

（認定の取消し）

- 第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき又はその他協力事業所としての認定が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事業所等に対し、協力事業所の認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。
- 2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

（協力事業所の公表）

第11条 市長は、協力事業所の名称、真岡市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、真岡市消防団協力事業所表示制度の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行する。